

## 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目および判断基準は、下記のとおりである。

## ①参加表明者&lt;企業&gt;の評価

評価項目	評 価 の 着 目 点			判 断 基 準	ウエイト
	資格要件	技術部門登録			
参加表明者<企業>の経験および能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等 【様式-5】	下記条件を満たす者とする。 当該業務に関する部門の登録（建設コンサルタント登録の道路部門）が有り、建設コンサルタントの評点が260点以上かつ、「道路部門」の共通順位が1位から40位までの者。 なお、上記以外の場合は選定しない。	必須条件
	専門技術力	成果の確実性	過去15年間の同種または類似業務の実績内容 【様式-5, 6】	手続き開始の公告日の前日から起算して15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 (140) ②同種業務の実績がある。 (70) ③類似業務の実績がある。 (0) なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 140
小計					140

## ②配置予定技術者の評価

評価項目	評 価 の 着 目 点			判 断 基 準	ウエイト
	管理技術者	資格要件	技術者資格		
予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格およびその専門分野の内容 【様式-2-1】	下記資格を有する者とする。 技術士（総合技術監理部門（建設）：「道路」） または技術士（建設部門：「道路」） なお、上記以外の場合は選定しない。	必須条件
		専門技術力	業務執行技術力 過去15年間の同種または類似業務の実績内容 【様式-2-1, 3】	手続き開始の公告日の前日から起算して15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。 (110) ②同種業務の実績がある。 (55) ③類似業務の実績がある。 (0) なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 110
		専任性	専任性 手持ち業務量（選定後未契約のものを含む） 【様式-2-1】	滋賀県発注の500万円以上の手持ち業務数が、公告日現在において実質（一時中止等を除く）業務3件以上の場合は選定しない。	必須条件

主たる担当技術者	専門技術力	技術資格	技術者資格およびその専門分野の内容 【様式-2-2】	下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：「道路」） または技術士（建設部門：「道路」）（30） ② R C C M「道路」（15） ③ ①、②とも有しない。（0）	30
		業務執行技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-2, 3】	手続き開始の公告日の前日から起算して15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）において、1件以上の実績がある者とする。 ① 同種業務の実績がある。（40） ② 類似業務の実績がある。（20） ③ ①、②とも有しない。（0）	40
	その他担当技術者	地域精通度	県道路行政の実績 【様式-2-2】	滋賀県庁土木技術職として、道路行政に従事したことがあるものを担当技術者として配置した場合は記載する。	30
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容 【様式-2-3】	下記資格を有する者とする。 技術士（総合技術監理部門：「道路」） または技術士（建設部門：「道路」） なお、上記以外の場合は選定しない。	必須条件
専門技術力		業務執行技術力	過去15年間の同種または類似業務の実績の内容 【様式-2-3, 3】	手続き開始の公告日の前日から起算して15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）において、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件以上ある。（50） ②同種業務の実績がある。（25） ③類似業務の実績がある。（0） なお、業務実績がない場合は選定しない。	必須条件 50
小計					260

### ③業務実施体制

評価項目	評価の着目点		
	判断基準	ウエイト	
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性 【様式-4】	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。	—

合計	400
----	-----